



農業委員会だより

発行：南種子町農業委員会
編集：農業委員会振興部
電話：農業委員会事務局
0997-26-1111
(内線 300・301・302)

Minamitane Town Board of Agriculture Information



**水田営農経営にひかり照らす
有機米 20 アール試験栽培始動**

場 所：南種子町中之下字内ノ田

栽培農家：岡田 直人さん(新栄町)

関連記事 8 ページに掲載

目 次

新年のご挨拶・農業委員会の主な活動内容	2
農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介	3
農地中間管理機構・農地売買等事業・農地パトロールを実施	4
農地の貸し借りや売買・農地転用・相続等	5
令和6年現地調査・定例総会予定表・令和4年度農業委員会関係事務処理状況 全国農業新聞	6
新規就農者紹介・農業者年金に加入して安心して豊かな老後を	7
がんばるファーマー紹介・編集後記	8



南種子町農業委員会
会長 石堂 かよ子

新年あけましておめでとうございます

ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルスの感染症が5類に引き下げられ、本町においては、ロケット祭やふるさと祭などのイベントや地域行事等が本格的に開催され、まちに活気があふれ地域活性化が図られた年でありました。

さて、令和5年産早期水稲は、天候も平年並みで推移し順調な生育で単収・品質とも良好で1等米比率は58.7%となりました。サツマイモについては、令和3年度から基腐病の発生が本町でも確認され、昨年は25パーセントの畑で発生確認がされております。基腐病対策の基本である「病原菌を持ち込まない、増やさない、残さない」を徹底していただきたいと思っております。令和5/6年産のサトウキビについては、春先から天候に恵まれ台風被害も少なく平均単収5,470kgと見込まれております。このような中、本町では1名の新規就農者がありました。今後益々のご発展をご祈念いたします（詳しくは本紙7ページに紹介しております。）。

一昨年ウクライナから始まった世界情勢変化による生産資材・原材料価格の上昇や農業者の高齢化が進行する中、地域の農地を守り、農業生産力を向上させることが喫緊の課題であります。課題解決には、広く農業者の声をくみ上げ、行政機関等に対し意見を提出するとともに、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進を通じて、地域農業の発展に寄与することが農業委員会に与えられた使命です。

本年度は、将来の地域の農地利用を示す「目標地図」を作成することとしており、そのため農地所有者へのアンケート調査・地域話し合い活動を実施して参ります。農業委員・農地利用最適化推進委員が一丸となって取り組んで参りますので、今後とも皆様の変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、令和6年も更なる飛躍が期待されることを願いつつ、今年の豊作と皆様のご健康とご多幸をご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

南種子町農業委員会の主な活動内容

農業委員会は、農業者の公的代表として、農業生産の基盤となる農地を貴重な資源と位置づけ、農地を守り有効利用を図るため、農地パトロールを実施し、遊休農地の調査・解消・無断転用の防止に努めております。

法令業務としまして、農地の権利移動や農地転用などの許認可につきまして制度の適正な運用を図り公正・公平な審議に努めております。

★ 農業委員

1. 農地の貸借や売買の許可・決定など及び農地転用などへの意見
 - 1) 農地の貸借や売買の許可・決定
 - 2) 遊休農地に対する措置
 - 3) 農地転用許可への意見
※違反転用への対応
2. 農地利用最適化推進指針等の作成

★ 農地利用最適化推進委員

1. 担当地区内の農地利用の最適化のための実践活動が主体
 - 1) 担い手への農地利用の集積・集約化
 - 2) 遊休農地の発生防止・解消
 - 3) 新規参入への支援活動
2. 総会などに出席し、農地利用の最適化推進
3. 農地利用最適化推進指針の作成に参画

農地に関する相談は、ご気軽にお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

南種子町農業委員の紹介

※農地に関する相談等は、各地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員へ
任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日

氏名	担当地区	TEL	氏名	担当地区	TEL
石堂 かよ子 <会長>	莖永全域	090-6293-4599	小山 幸良	島間（仲之町・小平山）	090-1928-4860
牛野 進一郎 <会長職務代理>	西海全域	090-4777-3813	中之蘆 堅二郎 <農地部長>	上中（大字都・上之平・本町・共栄・新栄町・河内）	090-2586-6973
久保田 力雄	島間（田尾・向方・大久保）	090-1978-4937	寺内 秀昭 <振興部長>	下中全域	090-8913-8636
砂坂 浩一郎	西之（木原・野尻・砂坂・管造牧）	090-3608-8193	福 富久	長谷全域	090-3078-3480
高田 真盛	西之（崎原・下西目・小田・前之原）	090-5288-1053	中島 一三	平山全域	090-1510-8897
黒木 りか	西之（田代・本村・平野・上瀬田・野大野）	090-7167-0178	上山 幸夫	上中（上野・焼野・仲西・西之町・山崎）	090-9654-0028



石堂 かよ子
会長



牛野 進一郎
会長職務代理



久保田 力雄



砂坂 浩一郎



高田 真盛



黒木 りか



小山 幸良



中之蘆 堅二郎
農地部長



寺内 秀昭
振興部長



福 富久



中島 一三



上山 幸夫

南種子町農地利用最適化推進委員の紹介

任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日

氏名	担当地区	TEL	氏名	担当地区	TEL
浦口 啓一郎	平山	090-1516-7939	野里 一則	西海	080-5609-1907
片板 大作	莖永	090-7380-4333	崎田 善昭	島間	080-5216-8542
上妻 亜紀	下中	080-5243-9206	雨田 俊哉	長谷	080-1542-4998
小脇 尚武	西之	090-8296-4793	原田 晃生	上中	080-2773-7512



浦口 啓一郎



片板 大作



上妻 亜紀



小脇 尚武



野里 一則



崎田 善昭



雨田 俊哉



原田 晃生

農地を貸したい、借りたい人のための制度

農地中間管理機構

高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手や新規に農業を始めたい方などに貸し付ける公的機関。農地の集積・集約を進めるため、中間的受け皿となる組織です。

- ・農地の借り手が見つからない。
- ・面積を減らして経営農地の一部を貸したいと考えている。
- ・農業を引退したいので農地を誰かに貸したい。

出し手

貸出意向の表明

- 利用意向調査
- 人・農地プランアンケート

受け手

公募への応募

- 借りたい農地の情報

- ・経営農地の拡大を検討中の方！
- ・分散した農地の集約化を検討中の方！
- ・新規に農業を始めたい方！

あっせん・マッチング

農地を貸す期間はできるだけ10年以上とします。

農地中間管理機構

- 受け手（担い手）が見込める農地を借り、受け手（担い手）へ貸し付けます。
- 借受農地の管理を行います。

賃料は、地域の水準を基本とします。

農地売買等事業を活用してみませんか？

農地売買等事業の仕組み



所有者

離農・規模縮小したい
農地を相続したが売りたい

申出

耕作者

新規就農したい！
規模を拡大したい！

申出



市町村農業委員会

- ・売買相手方の調整
- ・売買額の設定
- ・借受者の経営状況の確認など

協議

鹿児島県地域振興公社 (農地中間管理機構)

- ・耕作者からの聞き取り
- ・現地調査・審査・各種事務手続きなど

買入後すぐに入金

買入

原則3年以内に売渡

売渡

～限りある農地を守るために！～

農地パトロールを実施！



農業委員会では、優良農地の確保と有効利用の促進を図るため、定期的に農地部員による農地パトロールを実施しています。

この取り組みは、農地の利用状況を確認し、遊休農地・耕作放棄地の解消など農地を有効利用するための活動の一環として行っているものです。

また、無断転用や不法されている農地がないか調査し、これらの農地については是正指導を行うこととしています。

農地の貸し借りや売買はどうしたら？

農地を耕作目的で売買・貸借するには

農地を耕作目的のために所有権移転（売買・贈与・交換など）、または貸し借りをする場合は、農地法第3条の規定による許可が必要です。（所有権移転の登記の際には、この許可書が必要となります。）

- 今まではなんとか耕作してきたけど、後継者もないので処分したい。
- 経営規模を拡大したい。自分の圃場の近くに農地を借りたい。
- 農地を相続したんだけど、自分では耕作できないし…誰か借りてくれる人はいないかな？

このような場合には、農業委員会またはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へお気軽にご相談ください！



農地の転用には許可が必要です。

農地の無断転用はぜったいダメ！

農地を農地以外に利用する場合は、農地法の規定による農地転用の許可が必要になります。

- 住宅を建てる
- 農業用施設を建てる（条件により届出のみの場合（自己所有農地の面積が200㎡未満）があります）
- 資材置場や建設残土捨て場にする
- 樹木を植林する
- 太陽光発電設備を設置する など



農地は、大切な食料の供給基盤です。

一度農地以外に利用されると元に戻すことは極めて難しいことから、転用は計画的な土地利用のもとに適切に行われる必要があります。具体的な転用目的の無い投機目的、資産保有目的での農地の取得は認められていません。許可を受けずに農地を転用する場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、罰則の適用もあります。

※農地を埋め立てたり、掘り下げをする場合も農業委員会へ届出する必要があります。

相続等によって農地を取得した場合には届出を

農地の相続等により、農地法の許可を受けることなく農地等の権利を取得した場合には、所在する農業委員会への届出が必要です。

- 届出が必要なのは相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等により農地等を取得した場合です。
- 権利の取得を知った日からおおむね10ヶ月以内に届出を行ってください。

※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、10万円以下の過料に処せられます。なお、この届出によって権利取得の効力を発生させるものではありません。

農業委員会



令和6年 現地調査・定例総会予定表

(研修センター・2F大会議室・傍聴可能)

月	申請書締切り	現地調査			定例総会		
	日	日	曜日	時間	日	曜日	時間
1月	12/28	12	金	9:00	25	木	9:30
2月	1/31	13	火	9:00	26	月	9:30
3月	2/29	11	月	9:00	25	月	9:30
4月	3/29	10	水	9:00	25	木	9:30
5月	4/30	10	金	9:00	24	金	9:30
6月	5/31	10	月	9:00	25	火	9:30
7月	6/28	10	水	9:00	25	木	9:30
8月	7/31	9	金	9:00	26	月	9:30
9月	8/30	10	火	9:00	25	水	9:30
10月	9/30	10	木	9:00	25	金	9:30
11月	10/31	11	月	9:00	25	月	9:30
12月	11/29	10	火	9:00	25	水	9:30

令和4年度 農業委員会関係事務処理状況

1. 利用権設定等事務(農地法第3条,農業経営基盤強化促進法)

種別	件数	筆数	面積(m ²)
3条	田	28	36,765
	畑	92	170,109
	計	120	206,874
農業経営基盤強化促進法	田	14	23,013
	畑	64	190,459
	計	78	213,472
合計	82	198	420,346

2. 農地法第4条・5条関係事務

上段:件数・下段:面積(m²)

種別	田	畑	計
4条申請	0	2	2
	0	1,332	1,332
5条申請	7	13	20
	8,798	9,082	17,880
計	7	15	22
	8,798	10,414	19,212

3. 非農地判断・非農地証明願

上段:筆数・下段:面積(m²)

種別	田	畑	計
非農地判断・非農地証明願	13	91	104
	8,798	53,409.45	62,207.45

4. 農地売買等事業

	件数	面積	金額
買入	1件(2筆)	3,144 m ²	786,000 円
売渡	1件(2筆)	7,402 m ²	983,740 円
計	2件(4筆)	10,546 m ²	1,769,740 円

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS



毎週金曜日発行 B3版 8~10頁建
購読料 1ヶ月 700円[送料,税込み]

お申込みは農業委員会事務局・地区担当農業委員・
農地利用最適化推進委員へお問い合わせ下さい。

経営とくらしに役立つ情報をお届けします!

新規就農者の紹介

よつもと のぶひろ なな
四元 信浩・奈々
(45歳) (上之平集落)



経営内容：スナップエンドウ 16a・オクラ 5a・レザリーフファン 5a

昨年の春から新規就農者として頑張っています。
就農のきっかけは、子育てが終わりこれからの人生、楽しくやりがいのある農業へサラリーマンを辞め踏み出しました。

これまで父の安納芋の手伝いに行ってもサラリーマンと同じ考えで5時には帰る始末でした。
福山高校時代も農業土木科でしたが、農作物に触れることもありませんでした。農業への挑戦を考えた時、多くの農家の方と話ができて、その中で目標としたい大先輩に『農業・作物に追われるな！作物を追って行け』との言葉をいただきました。この言葉を肝に銘じ、スナップエンドウ栽培にチャレンジ中ですが、初めてのことが多くて何をしたらいいのか分からず大変な毎日、夫婦して日々勉強中です。

まずは、作物を追えるような栽培技術の習得がしたいです。
農業は、自然相手で厳しい世界だと昨年のオクラ栽培で痛感しました。台風襲来により被害を受けましたが、トンミー市場での販売で直接消費者の声も聞くことができ、有利に販売ができました。丹精込めて育てた農産物をどう販売していくかが今後の課題です。

これからは、種子島特産品のスナップエンドウ・レザリーフファンの品質の高い農産物生産に努め、販売対策強化による『儲かる農業』を目指します。

農業者年金で安心・豊かな老後を！

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

1. 農業に従事する方の老後の安心に役立ちます

国民年金 + 農業者年金



2. 農業者なら広く加入できます

こんな方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
 - ②年間60日以上農業に従事
 - ③20歳以上60歳未満の方
- (条件を満たせば65歳まで加入できます)



3. 積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます

仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。



4. 保険料はいつでも変更できます

保険料は、月々2万円から6万7千円まで。
(35歳以下は1万円から)です。



5. 税制面の優遇措置が大きい

支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。



6. 政策支援（保険料の国庫補助）

青色申告をしている認定農業者の方(35歳未満)は、1万円の補助があります。





がんばるフーマー紹介



種子島4Hクラブ(通称名)=種子島地区農業青年クラブ連絡協議会会員

すな さか たい すけ
砂坂 泰佑 (35歳) (西之・砂坂集落)

【経営内容】 さとうきび 1300a・安納芋 180a・
生産牛 13頭 (父、浩一郎さんと共同経営)

平成20年県立農業大学校農学部野菜科卒業
と同時に就農し15年が経過しました。

就農当時は、野菜を中心とした園芸経営を
目指し、祖父の羽生克己さんといっしょに頑張っ
ていましたが、霜や霰の自然災害により農業の
厳しさを痛感しました。

その当時から、父が集落営農を立ち上げサト
ウキビ栽培の規模拡大を行っていたため、現在
はサトウキビを主軸とした三本柱で頑張ってい
ます。

現在、砂坂集落の方を雇用し農業経営を行っ
ており、今後も集落営農型の地域雇用もしなが
ら経営の規模拡大を図りたいと考えています。

サトウキビ「はるのおうぎ」の赤サビ病対策
については早急に解決していただきたいと思い
ます。

若い農業者の皆さんへ種子島4Hクラブ会員
を募集しています。ぜひ加入ください。



種子島4Hクラブ(通称名)=種子島地区農業青年クラブ連絡協議会会員

おか だ なお と
岡田 直人 (33歳) (上中・新栄町集落)

【経営内容】 早期水稻 450a・飼料用稲 45a・
生産牛 4頭

就農10年目を迎え、早期水稻を主軸に生産牛
の経営を行っています。昨年より有機米の試験栽
培に取り組み、収穫したお米を毎月1回学校給食
へ提供しています。(町内学校の米飯給食は、新
栄物産が全量米を納品しています。)

水田営農で、稲作農家は厳しい状況ですが、有
機米は稲作農家にとって『先を照らす光』です。
有機米栽培は、昨年上出来でしたが、今後は誰で
も簡単に栽培が取り組めるよう、有機米栽培マ
ニュアル作成や除草作業、病害虫対策の省力化機
械などを導入して、町内全体で仲間を増やし生産
拡大を図りたいと考えています。

早期水稻の米は、まだまだ売れると商工会特産
品販売フェア・商談会・SNSなどを通じ実感しま
した。今後は販売面に力を注ぎ、全国の農家・関
係者との情報共有など、情報発信を積極的に行い
魅力ある農業経営を目指したいと思います。また、
生産牛は、購買者がどのような牛を求めているの
か常に意識して、若手畜産農家と情報交換を密に
して優良牛生産に努めたいと思います。

編集後記

振興部では、年1回「農
業委員会だより」を発行
しています。

委員会の活動報告や農
政情報など少しでも多く
の方々に農業に関する情
報をわかりやすくお届け
できたらと思っています。

ご意見や地域の話題が
ありましたら、ぜひお寄
せください。

今年度新体制となった
農業委員・農地利用最適
化推進委員は、地域の農
業者の代表として、また、
身近な相談相手として活
動しています。

新年を迎え、委員一同
新たな気持ちで頑張りま
すので、今後ともご指導・
ご協力をよろしくお願
いいたします。

振興部長 寺内 秀昭
委員 石堂 かよ子

高田 真盛
黒木 りか
小山 幸良
上山 幸夫

